

障がい学生支援に関する基本方針

青森明の星短期大学では、障害者基本法、障害者差別解消法及びその他の関係法令の定めに基づき、障がいのある在学生又は入学希望者（以下、「障がい学生」という。）に対して支援を行うため、基本方針を定めるものである。

1 目的

障がいを理由に修学を断念することがないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努める。

2 支援対象者

障害者手帳又はこれに準ずる障がいがあることを証明する診断書等を有する者で、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を対象とする。

3 支援内容

支援内容は次のとおりとする。

- ① 入学希望者への支援（入学選考時の配慮など）
- ② 在学生への支援（授業・学生生活・就職等への配慮など）

4 相談窓口

入学希望者は入試広報センター、在学生は学生課とする。ただし、在学生は、学生相談室又はチューターを通して相談を行うことができる。

5 支援の決定手順

障がい学生及びその保護者からの申し出に基づき、関係部署にて調整を行うものとする。具体的な支援内容は、当該学生の障がい種別及び程度に応じて個別に策定する。

6 個人情報保護と開示

障がい学生の支援をする上で知り得た個人情報は厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、法令に定めのある場合を除き、原則として本人の同意を得るものとする。

この基本方針は、2022年12月21日から施行する。